

CITY PROMOTION



吹田市役所中層棟1階 ロビープロジェクター動画
募集要項

1 目的

吹田市役所中層棟1階ロビーに設置してあるプロジェクターを用いて、市民に市内の特色や市ならではの魅力の向上につながる動画を紹介し、市のイメージ向上及び市民の市への愛着と誇りの醸成を図ることを目的とします。

放映時間は本庁開館時間(平日午前9時から午後5時30分まで)とし、1日当たり8回程度流す予定としています。



(イメージ)

対象施設の概要



区分	吹田市役所 中層棟1階ロビー
職員数	1,477人
月間推定来庁者数	6,000~10,000人/月
利便施設等	銀行・ATM (1階) コンビニエンスストア (B1階) チャレンジショップ「ゆめちか (飲食店)」(B1階) 食堂(B1階)

2 対象者

吹田市内に常設の本社、本店、支社、支店または営業所を有している事業者

3 対象動画

放映する動画は、プロジェクターにおいて市内事業者の動画を放映することによって、本市の特徴や魅力を内外に広く伝え、もって本市のイメージ向上や地域活性化につながる目的を達成するものであると認められるもののうち、次の（１）から（２）を満たし、かつ、（３）のアからキまでのいずれかに該当するものとする。

- （１）１つの動画あたりの長さが概ね５分程度までのもの
- （２）動画の放映にあたって必要な権利等に関する許諾を得ているもの
- （３）本市の特徴や魅力を伝えるための要素が含まれているもの、またはシビックプライドの醸成に寄与するものであって、商品広告としての色合いが著しく強くないもの。

例えば次のようなものをいう。

ア 事業者が優れた成果をなした功績等によって、特別な賞を受賞した事業内容等を伝えるもの

イ グローバルニッチトップ企業などが、特定の分野において高いシェアを確保していることなどを伝えるもの

ウ 本市において、長年事業を営んできた事業者がその歴史を伝えるもの

エ 普段は見ることのできない場所や、視点等から撮影された映像により、本市の新たな魅力を伝えるもの

オ 市内の景色・景観等の写真や映像を使い、本市に訪れたいと思わせるもの

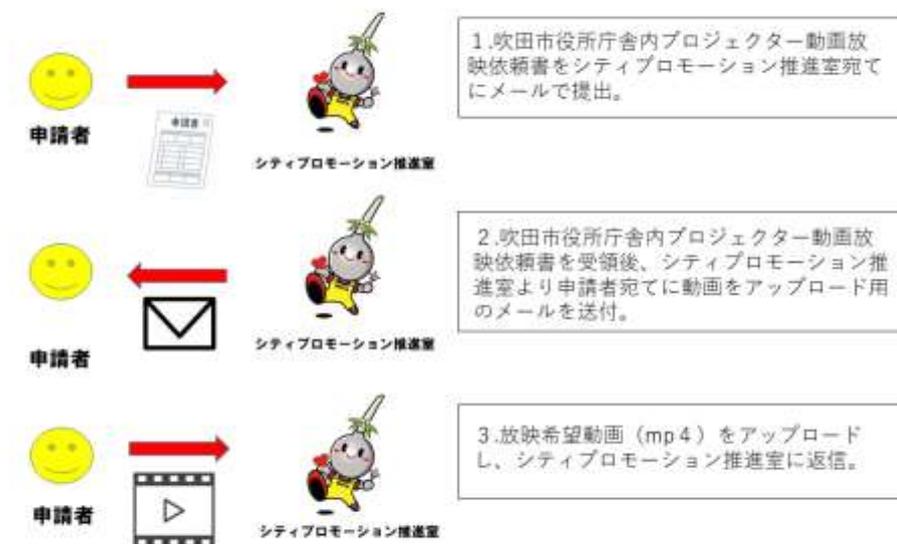
カ 安心安全への貢献や、自然環境の保護、子育て支援等の社会貢献活動をしていることを伝えるもの

キ 上記に定めるもの以外のものであって、これらに類すると認められるもの、または、当該動画を放映することが、本市のイメージ向上や、地域活性化に資するものであるとシティプロモーション推進室長が特に認めるもの

4 提出物

- （１）吹田市役所庁舎内プロジェクター動画放映依頼書
- （２）動画データ（ファイル形式は mp4 とする。）

5 提出の流れ



6 提出先

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室

メールアドレス：city-pro@city.suita.osaka.jp

7 審査方法

提出された動画の内容が、対象動画に定める基準を満たすものであるかについて、シティプロモーション推進室で審査します。

審査結果については、承認・不承認に関わらず申請者へ通知します。

8 注意事項

- (1) 動画の放映期間は3か月以内とします。
- (2) 動画放映依頼の期限は原則、放映希望時期の2週間前までとします。
- (3) 動画は土日祝日を除く開庁日に放映します。
- (4) 放映基準の適用については、動画ごとに判断し、動画の全部又は一部について修正、削除を行うことにより動画を放映することができると認められる場合には、事業者に修正、削除を求めることができます。
- (5) 市役所をあげたガンバ大阪応援の取り組みである GAMBA DAY においては、専用の動画を投影します。
- (6) シティプロモーション推進室長が必要と判断した場合は、放映期間中であっても放映を行わない日を設定します。

9 お問い合わせ

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室

住 所：〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

T E L：06-6318-6371

F A X：06-6384-1292

メール：city-pro@city.suita.osaka.jp

担 当：宮下・坂井